



7 相談窓口

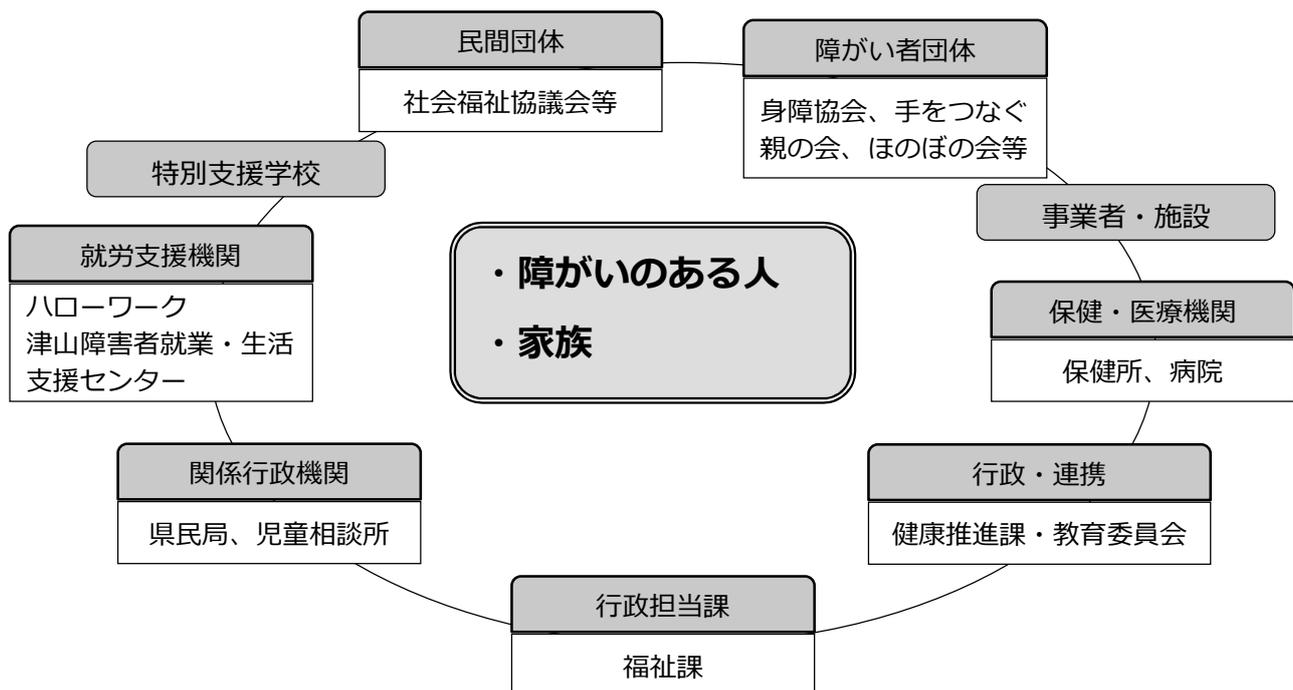
● 真庭地域自立支援協議会

内容

真庭地域自立支援協議会は、真庭市と新庄村の障がいのある当事者、その家族、支援者、各関係機関で構成しています。障がいのある人が、真庭地域で安心して暮らしていけるよう、福祉サービスの整備や支援体制の充実を図るため、当事者や支援者、民間の事業所及び障がい者福祉にかかわる行政機関等が協議、協働しています。

問合せ

●事務局 真庭市役所健康福祉部福祉課
TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369



- ◇部会 ◎子ども・子育て支援部会 ◎生活支援部会 ◎就労支援部会
- ◇個別支援会議

● 障害者相談員

内容

市には、地域ごとに選任された身体障害者相談員 10 名と知的障害者相談員 9 名がおられます。この相談員は、主に身体障がいのある方と知的に障がいのある方の保護者から選ばれ、それぞれの立場で日常の困りごとや心配ごと等の相談に応じます。

問合せ

福祉課 TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369 又は各振興局

● 成年後見制度

内 容

認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者などで判断能力が不十分な状態にある人の財産管理や介護サービス、障害福祉サービスの利用契約などを成年後見人等が行い、権利を守る制度です。

問合せ

● 成年後見制度に関する問い合わせ

- ・ 相談、申立て手続の窓口

(北房地区以外にお住まいの方)

岡山家庭裁判所津山支部 〒708-0051 津山市椿高下 52 TEL 0868-22-9326

(北房地区にお住まいの方)

岡山家庭裁判所 〒700-0807 岡山市北区南方 1-8-42 TEL 086-222-6771

● 真庭市の相談窓口

身寄りがなく、親族等による法的後見の開始の審判が期待できない等、特に必要な場合は、市長申立てにより手続きをすることもできます。

高齢者支援課（地域包括支援センター） TEL 0867-42-1079 FAX 0867-42-1305

福祉課 TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369

● 成年後見制度利用支援事業

内 容

成年後見制度利用に要する費用を助成するための制度です。

● 助成対象経費

- ① 成年後見制度申立費用の助成・申立の手続きに必要な手数料

後見人等への報酬（上限 在宅の方 月額 28,000 円、施設入所の方 月額 18,000 円）

対象者

真庭市内に住所を有する方で、助成を受けなければ成年後見制度の利用や後見人等への報酬の支払いが困難である方

問合せ

高齢者支援課（地域包括支援センター） TEL 0867-42-1079 FAX 0867-42-1305

福祉課 TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369

●市内相談窓口

名称	内容	住所	電話番号	FAX 番号
真庭地域生活支援センター	障がい者全般の地域生活に関すること	〒719-3201 真庭市久世 2928	0867-42-7966	0867-42-7960
サポートステーションコスモス	障がい福祉サービス等の相談支援	〒716-1401 真庭市五名 574-1	0866-52-5622	0866-52-4772
真庭市障がい者虐待防止センター	障がい者の虐待に関すること	〒719-3292 真庭市久世 2927-2 (真庭市福祉課内)	0867-42-1581	0867-42-1369
真庭市発達発達支援センター	発達や発育、社会生活での回りに関する相談	〒719-3292 真庭市久世 2928 (久世保健福祉会館 2 階)	0867-42-1080	0867-42-1369

●県内相談窓口

名称	住所	電話番号	FAX 番号
美作県民局福祉振興課	〒708-0051 津山市椿高下 114	0868-23-1298	0868-23-6129
真庭保健所	〒717-8501 真庭市勝山 591	0867-44-2990	0867-44-2917
津山児童相談所	〒708-0004 津山市山北 288-1	0868-23-5131	0868-23-5132
津山障害者就業・生活支援センター	〒708-0841 津山市川崎 1554	0868-21-8830	0868-21-8863
おかやま発達障害者支援センター	〒703-8555 岡山市北区祇園 866	086-275-9277	086-275-9278
おかやま発達障害者支援センター 県北支所	〒708-8506 津山市山下 53	0868-22-1717	0868-32-9337
身体障害者更生相談所	〒700-0807 岡山市北区南方 2 丁目 13-1	086-235-4577	086-235-4346
知的障害者更生相談所		086-235-4316	086-235-4346
女性相談所		086-235-6060	086-235-4315

●岡山県精神保健福祉センター

〒700-0985 岡山市北区厚生町 3 丁目 3 番 1 号

精神保健福祉センター	内容	受付日時	電話番号
	こころの電話相談	月曜日・水曜日・木曜日（祝日・年末年始を除く） 午前 9 時 30 分から 12 時、午後 1 時から 4 時	086-201-0828
	自殺対策推進センター	火曜日・金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前 9 時 30 分から 12 時、午後 1 時から 4 時	086-224-3133
	来所相談	完全予約制	086-201-0850

● 関係団体

障がい者や障がい者家族の情報交換や互助を目的とした各種団体があり、支援や情報提供を行っています。詳しくは各団体にお問い合わせください。

団体名	内容	問い合わせ先 (TEL 番号・FAX 番号)	
真庭市手をつなぐ親の会	知的障がい者の家族相互間の連絡を密にして、関係者と共に知的障がい者の自立と社会参加を促進させ、地域で生き生きと暮らしていけるように支援していくことを目的としています。	〒719-3201 真庭市久世 2928 (真庭市社会福祉協議会内)	
		0867-42-1005	0867-42-2263
真庭市精神障害者家族会 (ほのぼの会)	精神障がい者の家族相互間の連絡を密にして、関係者と共に精神障がい者の自立と社会参加を促進させ、地域で生き生きと暮らしていけるように支援していくことを目的としています。	〒719-3201 真庭市久世 2928 (真庭市福祉課発達発育支援センター内)	
		0867-42-1080	0867-42-1369
どーなつの会	知的障がい児の自立と福祉の向上をめざして、家族相互間の交流会、研修会等を開催しています。	〒719-3292 真庭市久世 2927-1 (真庭市福祉課内) 代表 谷川久世	
		0867-42-1581	0867-42-1369
ひまわりの会	発達障がい児(者)親の会で、家族交流会を行います。	〒719-3201 真庭市久世 2928 (真庭市福祉課発達発育支援センター内) 代表 坂手志乃	
岡山県津山断酒新生会	アルコール依存症から回復しようとする方々の自助グループです。	〒719-3141 真庭市上市瀬 368 (向陽台病院内)	
		0867-52-0131	0867-52-1838
真庭市腎友会	透析患者の福祉の向上と会員相互の親睦を図ることを目的としています。	〒719-3141 真庭市上市瀬 341 (落合病院内)	
		0867-52-1133	0867-52-1160
まにわシードの会	高次脳機能障がいについて理解を深め、対象者と家族への支援を行います。	〒719-3141 真庭市上市瀬 341 (落合病院内)	
		0867-52-1133	0867-52-1160
高次脳機能障害者家族会 「おしゃべり会」	高次脳機能障がいのある方と家族が悩みや現状を自由に話せる場で月 1 回開催しています。	〒719-3201 真庭市久世 2928 (真庭市福祉課発達発育支援センター内)	
		0867-42-1080	0867-42-1369
岡山県視覚障害者協会真庭支部	真庭地区で暮らす視覚障がい者が日頃、生活で工夫していることなどの情報交換を通じて、会員相互の親睦を図り、社会参加促進を進めていきます。	〒719-3201 真庭市久世 2340-10 代表 山本鉄夫	
		0867-42-4804	-

団体名	内容	問い合わせ先 (TEL 番号・FAX 番号)	
真庭市聴覚障害者コミュニケーションの会 やまなみ	聴覚障がいについて理解を深め、障がいの有無に関係なく生き生きと暮らせる社会づくりを目的としています。	〒719-3121 真庭市上河内 89 事務局 井田睦子	
		0867-55-2091	0867-55-2091
まにわ障害者フライングディスククラブ	フライングディスクが新しい出会いと仲間を作り出してくれます。身体・精神・知的3障がい一緒に練習しています。皆で助け合いながら、自分のペースで楽しめます。	〒717-0007 真庭市本郷 1940-6 事務局 井原初彦	
		0867-44-3040	-
ふれあい・いきいきサロン	一人暮らしの高齢者、家に閉じこもりがちな高齢者・障がい者（児）、子育て中の親・子ども等の孤立感や不安を解消し、地域での「ふれあいの場」「仲間づくり」をする活動です。	〒719-3201 真庭市久世 2928（真庭市社会福祉協議会内）	
		0867-42-1005	0867-42-2263
なごみの会	真庭地域の聴覚障がい者と手話サークル・要約筆記サークルに所属するボランティアで開催するサロンで、聴覚障がい者の社会参加とふれあいの場づくりをすすめています。 開催時間 毎月第2土曜日 10:00～15:00	〒719-3201 真庭市久世 2928（真庭市社会福祉協議会内）	
		0867-42-1005	0867-42-2263
ひだまりサロン	社会参加が苦手な人が集える場 開催時間 10:00～15:00 ・久世保健福祉会館…毎週火曜 ・北房振興局…第2金曜 ・赤野サロン会場(落合)…第4金曜 ・川上保健センター(蒜山)…第3水曜	〒719-3201 真庭市久世 2928（真庭市福祉課発達障害支援センター内）	
		0867-42-1080	0867-42-1369



8 障がい者の権利

障がいのある人への虐待を防ぎましょう！

平成 24 年 10 月に障がい者の権利を守る法律「障害者虐待防止法」が施行されました。

障がい者への虐待に関わる通報、相談などは、真庭市障がい者虐待防止センターに御連絡ください。

障がい者への虐待をなくすために、御協力をお願いします。

虐待かもと思ったら・・・いち早く相談、連絡を！

真庭市障がい者虐待防止センター

真庭市久世 2927-2（福祉課）

■TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369

■休日・夜間 TEL 0867-42-1111（本庁舎宿日直）

●障がいのある人とは

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）その他心身の機能に障がいがあり、その障がいや社会的障壁により継続的に日常生活や社会生活が困難になっている人です。障害者手帳を持っていない人も含まれます。

●虐待の種類

①養護者（家族・親族）などによる虐待

障がいのある人の生活の世話を
行っている家族親族、同居人などによる虐待

②障害者福祉施設従事者等による虐待

障害者福祉施設や障がい福祉サービス
の事業所で働いている職員による虐待

③使用者による虐待

障がいのある人を雇っている
事業主などによる虐待

●障がい者虐待の例

身体的虐待	平手打ちする、殴る、蹴る、壁に叩きつける、つねる、身体拘束、薬を飲ませる、無理矢理食べ物や飲み物を口に入れる など
性的虐待	性交、性的行為の強要、裸にする、性器への接触、本人の前でわいせつな言葉を発する、わいせつな映像を見せる など
心理的虐待	怒鳴る、ののしる、悪口を言う、成人の障がい者を子ども扱いする、無視する など
放棄、放任 (ネグレクト)	食事や水分を十分に与えない、汚れた衣類を取り替えない、排泄の介助をしない、病院に連れて行かない、学校に行かせない など
経済的虐待	年金や賃金を渡さない、預貯金を勝手に使う など

§セルフネグレクト（自己放任） 法律による規定はありませんが支援を行うことが必要とされています。

サイン 昼間でも雨戸が閉まっている、郵便物がたまったまま、ごみが部屋の周囲に散乱しているなどの状況が見られたら連絡して下さい。

障がいのある人への差別をなくし、ともに生きる社会へ

平成 28 年 4 月に障がいのある人への差別をなくすことで障がいのある人もない人もともに生きる社会をつくることを目指して「障害者差別解消法」が施行されました。

●障がいを理由とする差別とは

障がいを理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。また、障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明（※）があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障がいのある人に権利利益が侵害される場合も差別に当たります。

（※）知的障がいなどにより本人自らが意思の表明をすることが困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることができます。

●社会的障壁とは

障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるようなものを指します。

社会における事物	通行、利用のしにくい施設、設備など	慣行	障がいのある人の存在を意識していない慣習、文化など
制度	利用しにくい制度など	観念	障がいのある人への偏見など

障がいのある人の雇用と在宅就労の向上を目指して

平成 28 年 4 月に改正された「障害者雇用促進法」では、障がい者に雇用についての差別禁止、就業上必要な改善（安全な環境、通院や体調に配慮することなど）が必要だと明文化されています。

●障がい者に対する差別の禁止

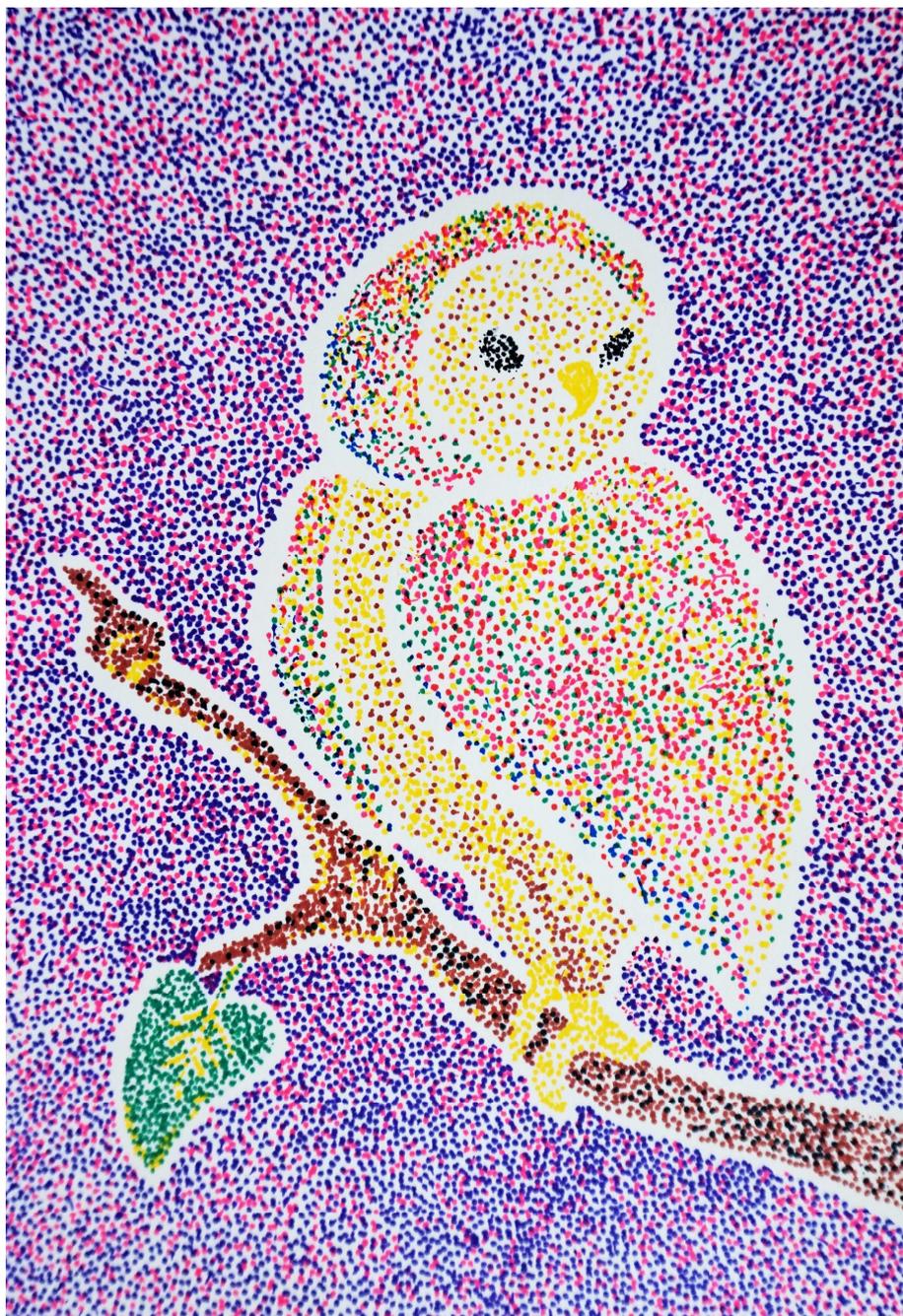
雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いを禁止することが、明文化されています。

●合理的配慮の提供義務

障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることが義務付けられています。ただし、当該措置が事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除きます。

（想定される例）

- ・ 車いすを利用する方に合わせて、机や作業台の高さを調整すること
- ・ 知的障がいを持つ方に合わせて、口頭だけでなく分かりやすい文書・絵図を用いて説明すること



真庭市障がい福祉ガイドブック

発行者／真庭市健康福祉部 福祉課

連絡先／〒719-3292 岡山県真庭市久世 2927-2

TEL : 0867-42-1581 FAX : 0867-42-1369

メール／fukushi@city.maniwa.lg.jp

発行日／令和4年11月

※令和4年4月現在の福祉制度やサービスの概要を掲載しています。

※このガイドブックの表紙・裏表紙・ページ内部の絵画は、真庭市にある就労継続支援B型事業所「スカイハート灯」の利用者様が製作した作品です。